

アレルギー疾患医療連携拠点病院の選定について

1. 選定の考え方（前回協議会）

- 国が示した拠点病院の「要件」を満たし、求められる「役割」を果たすことができることを基準とし、選定のための調査を行う。
- 選定対象については、科学的知見に基づくアレルギー疾患医療の提供、医療従事者の人材育成の観点を踏まえ、「アレルギー専門医教育研修施設」とする。
- 県内1か所の選定とする。

2. アレルギー疾患医療提供体制の整備に係る調査

- (1) 目的：アレルギー疾患医療拠点病院の選定及びアレルギー疾患診療ネットワークの構築のための基礎資料とする。
- (2) 対象：県内のアレルギー専門医教育研修施設 20施設
- (3) 方法：疾病対策課から調査票を郵送し、メールにより回答を依頼
- (4) 時期：平成29年11月9日～12月22日
- (5) 内容
 - ・病院概要、診療科
 - ・各診療科（内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科）の専門医の配置状況
 - ・診療科ごとの入院患者・外来患者数
 - ・アレルギー疾患医療拠点病院に求められる役割（診療、情報提供、人材育成、研究等）の実施状況
 - ・アレルギー専門医及びアレルギー疾患に関する専門的知識を有する医療従事者の配置状況
- (6) 回答数：17施設
- (7) 結果：資料1-3のとおり

3. 選定協議（今回協議会）

上記の調査結果を基に、本県の拠点病院選定について協議したい。

アレルギー疾患医療拠点病院の選定要件、役割

1. 選定要件

- 人口分布、交通の利便性等を考慮
- 都道府県でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関
- アレルギー疾患の診療経験が豊富な内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の専門医が常勤している。
- 各診療科（内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科）の医師は、アレルギー専門医資格を有する医師が望ましい。
- アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する薬剤師、看護師、管理栄養士等の配置が望ましい。
- 小児から高齢者までの診療を担える医療機関が基本

2. 役割

(1) 診療

診断が困難な症例、重症及び難治性アレルギー疾患等に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

(2) 情報提供

患者、家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供
患者、家族に対する定期的な講習会開催
地域住民に対する啓発活動等

(3) 人材育成

県内でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修
保健師、栄養士、学校、児童福祉施設等の教職員等に対する講習

(4) 研究

県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査分析

- ・学校現場でのアレルギー疾患対策の状況
- ・アレルギー疾患の地域的特性

国が推進する全国的な疫学研究、臨床研究等への協力

(5) 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、支援

アレルギー疾患に関する諸問題に市町村教育委員会、関係部局に医学的な助言、支援